

日本の医療保険制度

日本では「国民皆保険」と言って、赤ちゃんからお年寄りまで、必ず公的な医療保険に入らなくてはなりません。これには、日本で働いている、または学校に通う中長期滞在の外国人の方々も含まれています。

保険を運営しているのは国や公的機関です。どちらの保険に入るかは、あなたが決めるのではなく、働き方や働いているところによって決まります。

どの保険に加入しても、あなたがケガや病気をし、病院に行ったときに払う治療費や薬代の一部（7割～9割）を保険者が負担することになります。ですから、あなたが病院で支払うお金は、かかった治療費の3割～1割ということになります。

では、それぞれの保険者について説明しましょう。

1. 国民健康保険

この保険に入るのは、自分で仕事をしている人（会社に勤めていない人）または外国人留学生の人たちです。保険に入るときの手続きは、市町村の役所でします。

保険料【あなたが保険者（市町村）に払うお金】は、前年の日本での所得によって違います。前年にたくさんお金を稼いだ人は、払う保険料も高くなります。外国から来たばかりの留学生は、前年に日本で稼いだお金はないはずですから、一番低い保険料となります。役所で加入手続きをすると、あとから「納付書」という、お金を払う紙が送られてきます。その紙を、コンビニや銀行に持っていき、お金を払います。保険料（お金）を払わないと、あなたが持っている保険証が使えなくなり、病院に行ったときに、治療費の全額を払わなくてはいけません。

例 保険証を使えるとき 治療費 10,000 円 あなたが病院で払うのは 3,000 円

保険証を使えないとき 治療費 10,000 円 あなたは病院で 10,000 円を払います。

また、高額療養費制度と言って、1 か月間に払った治療費や薬代（※条件があります）が一定の金額を超えた場合は、その超えた分の大半を保険者が払う制度があります。

この制度は、仮に治療費が 50 万円とか、100 万円以上と高額になっても、ケガや病気をした人が生活に困らないようにするためです。

その他、出産育児一時金と言って、赤ちゃんが生まれた時にもらえるお金があります。*

*こちらは 40 万円くらいもらえます。

2. 会社に勤めている人が入る保険（被用者保険）

保険者：全国健康保険協会（協会けんぽ）、日本私立学校振興・共済事業団（私学共済）、健康保険組合など会社に勤めている人やその家族は、上のいずれかの保険者の保険に入ります。どの保険に入るかは、あなたが決めるのではなく、勤め先によって決まります。

例えば、あなたの勤め先が沖縄電力のような大きな会社だと「健康保険組合」、OIST のような私

立学校だと「私学共済」、それ以外の企業や団体に勤めている人は、「協会けんぽ」に入ることになります。この保険の特徴は、あなたが払う保険料とほぼ同じ金額を、会社があなたに払う給料とは別に、保険者に払っていることです。

例えば、あなたの給料から、毎月 2 万円が保険料として引かれているのであれば、会社も同じ金額を保険者に払っているはずです。「厚生年金」も同じシステムです。*

*この年金については別に説明します。

この保険に入る手続きは、自分ではしません。あなたに代わって会社がします。そして保険証は、会社からもらいます。会社をやめるときは、保険証を会社に返却しなければいけません。やめた日以降は、保険がありません。新しく勤める次の会社で、改めて加入手続きをするか、しばらく勤めない人は、役所に行って国民健康保険の加入手続きを自分でします。会社に勤めている人について、治療費の自己負担や「高額療養費」、「出産育児一時金」については、国民健康保険の場合とだいたい同じです。次に国民健康保険にはなくて、被用者保険にある制度をご紹介します。

2-①傷病手当金

仕事をしていないとき（業務外の事由と言います）にケガをしたり、病気にかかってしまい仕事ができなくなり、その間、会社から給料がもらえないときに、保険者からお金がもらえます。必ずしも入院をしていなくても、自宅療養でももらえます。（お医者さんの診断が必要です）ケガや病気をしたら、すぐ、もらえるわけではなく、「待期間」と言って、連続した 3 日間の仕事ができない期間が必要です。つまり、仕事ができない日が 3 日続いたとしたら、4 日目からもらえます。もらえる金額はだいたい給料の 3 分の 2 になります。

2-②出産手当金

出産の前

妊娠して、赤ちゃんを産む日が近づいてきたので、仕事を休むことがあります。これを「産前休業」と言います。労働基準法という法律では、みなさんが会社にお願ひすれば、出産予定日前の 4 2 日間は、会社はみなさんに休みを与えてはいけません。ですが、法律では会社はその間も給料をはらいなさいとは言っていない。ですから、休むと給料が減ることがあります。出産手当金は、仕事を休んで、会社から給料がもらえなくても、保険者がみなさんにお金を払うというものです。双子ちゃんの場合は出産予定日の前 4 2 日が 9 8 日になります。

出産が予定よりも遅れたことにより、休みを取り始めて、4 2 日を超えたとしても、出産当日までは、「産前休業」として認められます。

出産の後

出産した日の翌日から 5 6 日間は、会社は出産した人を働かせてはいけません。みなさんが働きたいと言ってもダメです。これは法律で決まっています。これを「産後休業」と言います。※ただし、出産した日の翌日から 42 日を過ぎて、お医者さんが認めた場合は、みなさんが働きたいので

あれば、働くことができます。

休むと給料が減ることがあります。この期間も出産手当金がもらえます。もらえる金額はだいたい給料の3分の2になります。

出産手当金

産前 42 日 + 産後 56 日 = 98 日

98 日 × 給料の 1 日分 × 2/3 → これがおおまかな計算式です。

2-①と2-②は、いくらもらえるかを自分で計算はしません。人によって、また、あなたの給料によって変わりますし、計算が複雑なので、保険者が計算をします。そして手続きは会社をとおしてします。必要な書類などは、会社の人に聞いてください。

その他、介護休業給付金（親族が介護を必要とする状態になったため、休みを取るときに、もらえるお金）があります。

3. 労働保険

労働保険とは、会社で働いている人が入る保険です。強制加入といって、その会社で働く人は、条件を満たせば、みんな入らなくてははいけません。保険者は国です。保険料は会社が全額を負担するもの（労災保険）と、会社と働く人のそれぞれが負担するもの（雇用保険）があります。

3-①雇用保険

※あなたの給与と明細を確認してください。毎月「雇用保険料」が引かれていれば、あなたは対象になります。または「雇用保険被保険者証」を持っていませんか？

・失業給付

会社をやめさせられたり、やめたりして（失業）次の仕事を探すまでの間、手続きをすれば、お金をもらえます。手続きは、自分で、ハローワークでします。お金を、いつからもらえるか、いつまでももらえるか、いくらもらえるかは、人によって違います。その他、お金をもらうためには条件がありますから、初めての人は、OIHF に相談してください。

・育児休業給付

56 日間の産後休業が終わって、赤ちゃんを育てるために、さらに仕事を休む必要のある時は、育児休業給付金というお金がもらえます。出産日から約 1 年間で給付金の対象になります。赤ちゃんのお母さんだけでなく、お父さんも対象になりますが、2 人が同時にもらうことはできません。もらえる金額は、給料の約半分になりますが、細かい決まりがあります。手続きは、会社をとおしてしますから、細かいことは会社に聞いてください。

・その他、「教育訓練給付」（次の仕事を探すために、資格やスキルを身につける訓練をするため

のお金がもらえる)や「就職促進給付」(失業期間内に新しい就職が決まったら、もらえるお金)などがあります。

こちらにも条件がありますから、その都度、OIHに相談してください。

4. 労災保険

正式には「労働者災害補償保険」といいます。

この保険は、次の内容をカバーします。

- ・ 工作中（業務上の事由）の病気やケガによる病院での治療費
- ・ 工作中（業務上の事由）の病気やケガにより、仕事を休職する間の生活費
- ・ ケガが治っても障害が残ってしまったときの補償金、
- ・ 死亡してしまった時に遺族に渡すお金

この保険の保険料は会社の仕事の内容によって変わります。しかし、あなたが保険料を払う必要はありません。保険料は全額会社が払います。手続きもすべて会社がします、この保険であなたが保険証を持つことはありません。

- ・ 勤務中にケガをしたとき

病院に行ったら必ず「どうしてケガをしましたか？」と聞かれます。

そのときに必ず「仕事をしているときに・・・で、ケガをしました」と病院の人に伝えてください。

そうすると、あなたは病院でお金を払う必要がありません。そのあと毎日、病院に行ったり、入院したりしても、あなたは、お金を払いません。

治療費だけでなく、ケガや病気が治るまでの間は、給料が払われなくても、保険から生活費がもらえます。

【注意】

まれに、会社の人から「工作中にけがをしたとは言わないでください」とか「休みの日にケガをしたと言ってください」と言われることがあるかもしれませんが、でも、うそをついてはいけません。これは、日本では犯罪です。

もし、うそをつくと、あなたのもらえるお金が少なくなります。

- ・ ケガは治ったけれども、障害が残ったとき

一定の期間を過ぎて、ケガが治っても、手足が以前のように動かないとか、目が見えにくくなったなど「治療を続けても、これ以上はよくなりません」というとき（障害が残るといいます）は、この保険からお金が出ます。障害の程度が重いほうから 1 級～14 級（障害等級）に分かれていて、お医者さんの意見や症状を見て、国が等級を決めます。

1 級～7 級は年金方式（毎年、決まったお金がずっともらえます）

8級～14級は一時金方式（決まったお金を一回だけもらえます）
いずれも、働いていたときの給料をもとに計算します。

・工作中的ケガが原因で死んでしまったとき

配偶者（夫、妻）や子供や親など、残された家族に保険からお金を払います。一時金と年金の両方を払います。

こちらも、亡くなった人が生前にもらっていた給料をもとに年金を計算します。